山口県児童相談所・知的障害者更生相談所 業務概要2025

(令和6年度実績)

目 次

児童相談所の部

1	児	見童相談所の概要	-	1
	(1)	設置目的	-	1
	(2)	業務の概要	-	1
	(3)	相談の種類と主な内容	-	1
	(4)	相談・援助活動の展開	2	2
	(5)	設置状況	2	2
2	児	記童相談受付・対応状況 ····································	3	3
	(1)	相談受付件数の推移	3	3
	(2)	経路別受付状況	2	1
	(3)	相談対応状況	4	1
	(4)	児童虐待相談の状況	5	5
	(5)		8	3
3	半	定指導業務等の状況	8	3
	(1)	判定実施状況	8	3
	(2)	療育手帳・諸証明の判定・発行状況	ξ	9
4	_	- 時保護の状況	Ç	9
5	児	R童福祉施設の在籍人員の状況	1 -	1
6		≧親委託等の状況 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	1 2	2
	(1)	里親委託率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2	2
	(2)	里親・ファミリーホームに委託されている児童の状況	1 2	2
	(3)		1 3	3
7	そ	その他	1 4	1
	(1)	児童巡回相談	1 4	1
	(2)	精神発達精密健康診査	1 4	1
	(3)	児童社会適応支援事業	1 5	5
	(4)	すこやかホーム事業	1 5	5
		なめ呼中来市出せいようか		
		知的障害者更生相談所の部		
1	知	ロ的障害者更生相談所の概要	1 6	3
	(1)	設置目的	1 6	3
	(2)	業務の概要	1 6	3
2	相	There is a first to the contract of the contra	1 6	3
	(1)	相談受付件数の推移	1 6	3
	(2)		1 7	7
	(3)	療育手帳所持者数の推移	1 7	7
		資料		
♦	児	君童相談所所在地 ···································	1 8	3
♦		5町の行政窓口一覧	1 9	9
♦	児		2 (C

児童相談所の部

1 児童相談所の概要

(1) 設置目的

児童相談所は、市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。

(2) 業務の概要

ア 市町援助

市町による児童家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

イ 相談支援

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域での状況、生活歴や発達、性格、行動等に対し、専門的な角度から調査、診断、判定を行い、それに基づく援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

ウ 一時保護

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

エー里親支援

里親に関する普及啓発や相談対応、情報提供、研修、その他関係機関との連絡調整等を行います。

才 措置

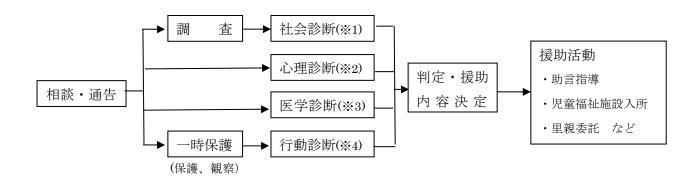
子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、市町、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを里親に委託、若しくは児童福祉施設、指定医療機関等に 入所させる等の措置を行います。

(3) 相談の種類と主な内容

養護相談	保護者の家出・失踪・死亡・入院等による養育困難、虐待、養子縁組
食喪怕飲	等に関する相談
保健相談	低出生体重児、疾患等に関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身障害、知的障害、発達障害
學 舌性談	等に関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等に関する相談
育成相談	家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
その他	上記のいずれにも該当しない相談

(4) 相談・援助活動の展開

受け付けた相談や通告については、社会診断や心理診断、医学診断、行動診断などを基に判定を行い、個々の子どもに対する支援の内容を決定した上で、援助活動を展開します。



※1 社会診断:児童福祉司による相談者の問題と社会的環境との関連の解明や社会資源活用可能性の検討など

※2 心理診断:児童心理司による子どもの人格全体の評価や家族の心理学的評価など

※3 医学診断:医学的見地から子どもの身体的・精神的な状態を診断・評価など

※4 行動診断:児童指導員、保育士による子どもの行動上の特徴や問題点の明確化など

(5) 設置状況

区分	位 置	管轄区域	人口	児童人口
中央児童相談所	山口市	山口市、防府市、美祢市	321,998 人	46,335 人
岩国児童相談所	岩国市	岩国市、柳井市、周防大島町、 和木町、上関町、田布施町、 平生町	195,974 人	24,834 人
周南児童相談所	周南市	下松市、光市、周南市	233,948 人	33,050 人
宇部児童相談所	宇部市	宇部市、山陽小野田市	213,565 人	29,275 人
下関児童相談所	下関市	下関市	240,851 人	31,322 人
萩児童相談所	萩市	萩市、長門市、阿武町	73,265 人	7,647 人
		計	1,279,601 人	172,463 人

※人口は、山口県統計分析課の「令和6年市町年齢別推計人口(令和6年10月1日現在)」の数値

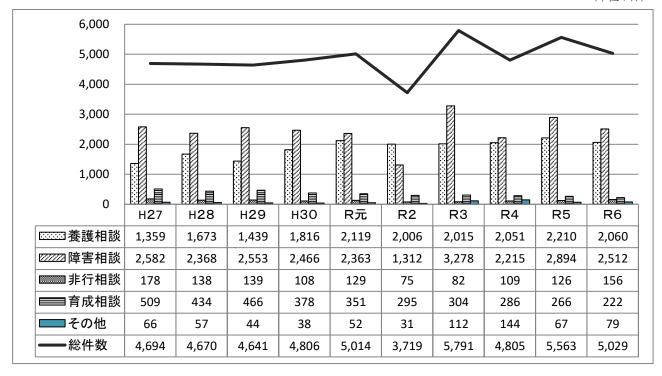
2 児童相談受付·対応状況

(1) 相談受付件数の推移

令和6年度における本県の相談受付件数は5,029件で、前年度に比べ534件の減少(90.4%)となっています。この減少幅については令和2年度に療育手帳の更新手続き(障害相談)が、新型コロナ対策のため1年延期されたこと等が影響しています。

相談種別ごとでは、障害相談が 2,512 件で全体の 50.0%を占めており、次いで、養護相談が 2,060 件(41.0%)、育成相談が 222(4.4%)の順となっています。

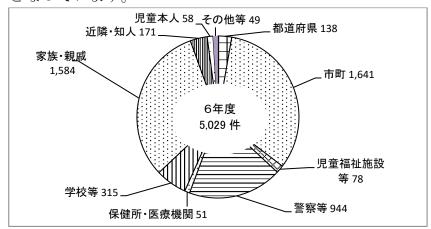
(単位:件)



																			(単位	[:件)
相談種別	虐	~ そ	保		障	1	?	相	談		非	行 相	談		育	龙 木	目 談	ŧ.	そ	
		o o		肢	視	言	重	知	発		ぐ	触		性	不	適	l		၈	
	待	他の	健	体不	聴覚	語発	症心	的	達	小	犯行	法行	小	格	登	性	っ	小	他	=1
	相	養	相	自	障	達 障	身	障	障		為	為		行	校	IT	け		の	計
	"-	護	"-	由	害	害等	障 害	害	害	計	等	等	計	動	相	相	相	計	相	
児相	談	相 談	談	相	相	相	相	相	相		相	相		相		=4v			談	
	1			談	談	談	談	談	談		談	談		談	談	談	談			
中央	162	325	0	2	0	38	5	547	41	633	17	30	47	70	1	9	1	81	37	1,285
岩国	119	240	0	1	0	0	0	329	1	331	8	4	12	40	0	0	0	40	8	750
周南	215	251	0	0	0	8	4	420	29	461	18	7	25	38	1	1	6	46	11	1,009
宇部	75	241	0	1	0	0	1	438	35	475	12	10	22	16	2	0	0	18	18	849
下関	113	244	0	0	0	0	6	476	19	501	10	28	38	23	2	2	2	29	5	930
萩	15	60	0	0	0	5	2	95	9	111	8	4	12	8	0	0	0	8	0	206
県 計	699	1,361	0	4	0	51	18	2,305	134	2,512	73	83	156	195	6	12	9	222	79	5,029

(2) 経路別受付状況

相談の受付経路は、住民に身近な行政機関である「市町」が最も多く、全受付件数の 32.6%にあたる 1,641 件となっており、次いで「家族・親戚」の 1,584 件 (31.5%) となっています。



(単位:件)

経路	都道	府県		市	町		児童	福祉施	設等	児	認	警	家	保傾 医療		学	校	等	里	児童	家	近	児		
	児	7	福	児	保健	そ	保	児 童	指定	セ ^童 家	定 こ		庭	保	医	幼	学	教		童委員	族	隣	童	そ	
	童相	o	祉 事	童	セ	ص ص	育	福	医	ン庭	ど	察	裁	健	療	稚		育委		貝 · 仲		•	本	Ø	計
児相	談	他	務	委	ンタ	他	所	祉 施	療機	タ _支 援	も 園	等	判所	所	機関	園	校	員会	親	介含	親戚	知人	人	他	
JUIE /	所	IE.	所	員	ĺ	IE.	ומ	設	関	1 1/2	A	þ	171	171	因	K	12	等	かし	п	/isk	\	<		
中央	37	3	361	0	72	13	5	15	0	0	0	263	5	0	8	0	70	0	1	0	386	34	8	4	1,285
岩国	17	8	224	1	7	38	1	6	0	0	0	134	4	0	4	0	55	1	1	0	205	27	16	1	750
周南	24	3	285	6	41	34	10	12	0	0	0	142	1	0	13	0	91	0	4	0	283	38	19	3	1,009
宇部	10	5	236	0	3	3	0	13	0	1	0	166	0	0	4	0	40	0	2	0	330	32	0	4	849
下関	24	0	261	0	0	0	1	10	0	2	3	205	1	0	13	1	48	3	1	3	297	37	13	7	930
萩	4	3	56	0	0	0	0	5	0	0	0	34	0	8	1	0	6	0	0	0	83	3	2	1	206
県 計	116	22	1,423	7	123	88	17	61	0	3	3	944	11	8	43	1	310	4	9	3	1,584	171	58	20	5,029

(3) 相談対応状況

令和6年度の相談対応件数は5,088件であり、そのうち通常1回又は数回程度の助言、指導、判定で終結する助言指導が2,708件(53.2%)と最も多く、その他に市町村送致が512件(10.1%)、子どもや家庭へ継続的にかかわる継続指導が248件(4.9%)などとなっています。

	対応内容	件数	%	対応内容	件数	%
五坛	助言指導	2,708	53.2%	訓戒・誓約	38	0.7%
面接 指導	継続指導	248	4.9%	児童福祉施設入所等	98	1.9%
旧等	他機関あっせん	67	1.3%	里親等委託	21	0.4%
児童福	祉司指導	5	0.1%	家庭裁判所送致	5	0.1%
児家セ	ン・市町指導委託	13	0.3%	障害児施設利用契約	13	0.3%
市町村:	送致	512	10.1%	その他	1,360	26.7%
				計	5,088	100%

												(前:	年度か	らの未	処理(こよる縛	り越し	を含む)	((単位:	件)
	処理					対			応			件	-		数	τ				未	
	理	面	接指	導	児	児	ン児	市		訓	児童	直福祉 加	拖設	指定	里	送家	へ障	そ		処	施
	\	助	継	他機	童 福 祉	童委	章 タ 家 一 庭	町 村 指	市町村	戒	入	。法	通	医 療	親	庭裁	の害利児	Ø	計	理	設 入
		言指	続 指	関 あっ	司指	員 指	- 姓 技 指援	導	送致	誓		3 第 2 再 7		機関	委	判	用施契設	0)	āl	件	所 待
児相		導	導	せん	導	導	導セ	委託		約	所	掲条の	所	委 託	託	致所	約等	他		数	機
中共	央	667	61	12	0	0	7	0	148	13	33	0	0	0	6	0	1	357	1,305	76	0
岩	玉	368	29	9	1	0	1	0	90	0	19	0	0	0	5	1	2	204	729	66	0
周雨	南	593	69	18	0	0	2	0	76	2	11	0	0	0	1	0	5	251	1,028	61	0
宇音	部	448	51	8	0	0	0	0	105	8	15	0	0	0	2	1	2	230	870	18	0
下	関	518	32	19	4	0	3	0	74	13	16	0	0	0	4	2	3	262	950	13	0
萩	₹	114	6	1	0	0	0	0	19	2	3	0	0	1	3	1	0	56	206	6	0
県	計	2,708	248	67	5	0	13	0	512	38	97	0	0	1	21	5	13	1,360	5,088	240	0

(4) 児童虐待相談の状況

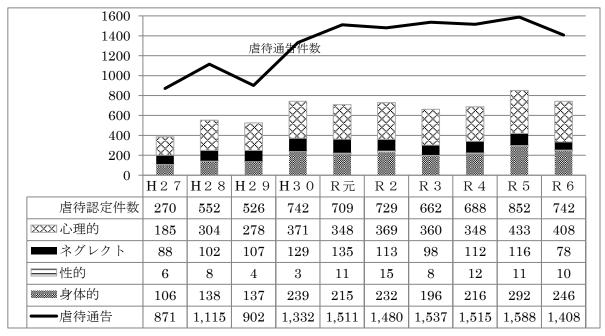
児童虐待相談は、養護相談の一類型であり、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト (育児放棄等)」「心理的虐待(暴言等)」の4種類に区分されます。

ア 相談件数の推移

令和6年度は、虐待通告(48時間以内に目視による安全確認が必要)のあった 1,408件のうち、742件を虐待として認定しており、前年度と比べて110件の減少と なりました。

また、認定件数 742 件のうち、心理的虐待が 408 件(全体の 55.0%) と半数以上 を占めており、続いて身体的虐待が 246 件(同 33.2%) などとなっています。

(単位:件)



ΕZ /\	与 在\字片 (4) 数		虐	诗認定件数		
区分	虐待通告件数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
中央	314	66	6	12	91	175
岩国	229	37	1	13	56	107
周南	289	77	2	19	133	231
宇部	241	24	0	4	50	78
下関	294	38	1	26	69	134
萩	41	4	0	4	9	17
計	1408	246	10	78	408	742

イ 虐待通告の経路

近年、ドメスティックバイオレンス (DV) が子どもの前で行われる「面前 DV」による心理的虐待ケースを中心とした警察からの通告が増加しています。

なお、令和6年度の虐待認定ケースのうち、警察等からの通告によるものは261件(35.2%)でした。 (単位:件)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
本人、家族、親戚	74	70	69	85	85
地域 (近隣知人、児童委員)	23	25	18	19	16
福祉事務所	46	47	55	59	45
学校等	208	178	180	213	219
警察等	258	234	292	344	261
児童福祉施設等	19	45	17	28	11
医療機関	10	15	9	13	12
その他	91	48	48	91	93
計	729	662	688	852	742

ウ 主たる虐待者

(7) 推移

令和2年度は実父の件数が実母をわずかに上回っていましたが、令和3年度以降は実母の件数が実父を上回っています。

(単位:件)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実父	327	261	292	333	295
実母	323	324	307	423	375
その他	79	77	89	96	72
計	729	662	688	852	742

(イ) 主たる虐待者と虐待内容

実父、実母ともに心理的虐待が多くなっています。

(単位:件)

区分	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
実父	101	5	16	173	295
実母	120	2	60	193	375
その他	25	3	2	42	72
計	246	10	78	408	742

エ 被虐待児童の状況

小学生の人数が多い傾向で推移しています。

(単位:件)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
~3歳未満	92	100	73	128	76
3歳~就学前	177	156	151	188	164
小学生	274	253	278	313	302
中学生	114	102	130	150	134
中卒児 (高校生含む)	72	51	56	73	66
計	729	662	688	852	742

オ 一時保護及び対応の状況

令和6年度は、虐待認定した742件のうち、317件(42.7%)を一時保護(委託含)し、また、52件(7.0%)については施設入所等の措置をしています。



≪施設入所等の内訳≫

児童養護施設	乳児院	児童心理治療 施設	その他施設	里親	計
35	1	2	6	8	52

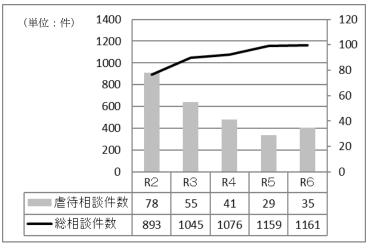
カ 児童福祉法第28条等に関する請求件数及び承認件数

	区分	28条の申立	親権喪失	親権停止	管理権喪失
R 3	請求件数	4	0	0	0
СЛ	承認件数	2	0	0	0
D 4	請求件数	5	0	0	0
R 4	承認件数	3	0	0	0
D.E	請求件数	6	0	0	0
R 5	承認件数	3	0	0	0
D G	請求件数	9	0	0	0
R 6	承認件数	6	0	0	0

(5) 24 時間 365 日相談の状況

24 時間体制で虐待相談等に緊急対応できるよう、休日と夜間 (17 時 15 分~8 時 30 分)に、中央児童相談所に児童支援相談員を交代で配置しています。この時間帯の岩国・周南・宇部・下関・萩児童相談所へのすべての電話については、中央児童相談所に自動転送されます。

令和6年度は、1,161件の電話 相談があり、そのうち虐待相談は、35件(3.0%)でした。



3 判定指導業務等の状況

(1) 判定実施状況

令和6年度の社会診断指導は96,821件で、前年度より16,817件(14.8%)の減少となっています。また、そのうち児童虐待に係る件数は47,196件(48.7%)でした。 医学診断指導は273件であり、その内容は一時保護中の子どもへの診断等です。 心理診断指導は、17,256件であり、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点からの援助の内容や方針を定めるために行っています。

また、心理療法・カウンセリング等の複雑な指導を数回以上にわたって継続実施した件数は3,035件で、そのうち児童虐待に係る件数は1,644件(54.2%)でした。

(単位:件) 社会診断 医学診断指導 心理診断指導 心理療法・カウンセリング等 項目 他 查 察 · 接 能 達 格 診 他 他 竹 の 計 計 計 断 検 検 検 指 指 導 観 区分 指 杳 他 杳 杳 杳 全数 19,961 365 108 53 3,661 4,211 24 中央 (虐待再掲) 10,300 26 1,648 1,716 47 48 全数 17,919 3 66 161 36 11 15 2,677 2,900 0 1, 271 2 1,273 岩国 (虐待再掲) 7,880 2 1, 325 1.360 677 0 677 49 55 10 4 13 全数 17, 201 21 1 22 189 54 39 31 2,501 2,814 6 591 0 0 597 周南 (虐待再掲) 9,661 0 0 1, 252 0 11 11 1,303 414 416 3 全数 31 31 230 57 2,628 3,002 727 730 16,559 30 宇部 (虐待再掲) 6,380 0 24 6 1,002 1,061 254 254 3 0 267 20 46 51 2,636 0 359 全数 19,698 88 91 3,020 359 下関 (虐待再掲) 11,499 60 61 1,357 1.435 243 243 全数 5,483 6 0 0 6 53 26 11 12 1, 207 1,309 13 0 0 13 (虐待再掲) 1,476 244 251 0 全 数 県 5 273 1, 265 7 96,821 258 10 301 161 219 15, 310 17, 256 7 3,021 0 3,035 (虐待再揭) 47, 196 153 162 93 11 80 114 6, 828 7, 126 3 1,641 0 1,644 5

注1) 医学的診断指導の「その他」は、身体測定などです。

注2) 心理診断指導の「その他の検査」は、親子関係、非行などの個別の領域、特性を判断するための心理学的検査です。

(2) 療育手帳・諸証明の判定・発行状況

各種福祉制度の利用ができる療育手帳に関する判定件数は1,040件となっています。 児相別では管内人口の割合等から中央児相の件数が多くなっています。

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
療育手帳	252 (109)	150 (75)	193 (104)	186 (80)	219 (100)	40 (22)	1,040 (490)
情報提供等	360	157	193	296	268	47	1,321

※()は、再判定の再掲

4 一時保護の状況

児童福祉法第33条では、児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を迅速に 確保し適切な保護を図るため、また児童の心身の状況、その置かれている環境等を把握 するため、子どもを一時保護できることとなっています。

- 一時保護は、中央児童相談所に併設されている一時保護所のほか、児童養護施設や乳 児院、里親などに委託して行うこともあります。
- 一時保護を必要とする子どもの人数は各年度によって異なりますが、令和6年度は、 一時保護をした児童の人数が730人で、前年度より113人の減少、また、一時保護委託 の割合は全体の72.2%となっています。

900 800 700 600 500 400 300 200 100 R元 R2 R3 R4 R5 R6 時保護所 172 136 146 191 143 203 -時保護委託 700 527 322 301 458 558 749 843 -計 494 437 604 730

(単位:人)

※各年度に新たに一時保護した児童の人員です。

ア 一時保護児童数

一時保護委託が実人員で536人 (72.1%)、延人員で13,134人 (74.3%) と、いずれも一時保護所より多くなっています。 (単位:人)

Þ	区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
一時	実人員	65	23	38	39	28	14	207
保護所	延人員	1,100	1,117	512	697	881	235	4,542
一時保護	実人員	130	112	87	104	75	28	536
委 託	延人員	4,427	3,522	1,818	1,721	1,460	186	13,134
計	実人員	195	135	125	143	103	42	743
日日	延人員	5,527	4,639	2,330	2,418	2,341	421	17,676

[※]令和6年度に一時保護(委託)を解除した児童の人員です。

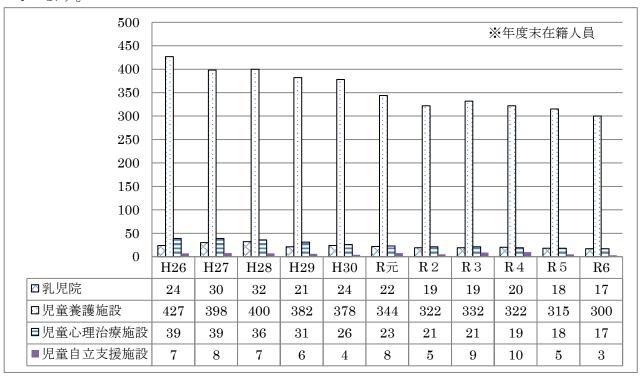
イ 一時保護相談種類別対応件数

相談種類別にみると、養護相談が531件(71.5%)と最も多くなっています。 また、一時保護後の対応については、帰宅が310件(41.7%)、施設入所が94件(12.7%)などとなっています。

		前年度末			>	対 応				年度末
[区 分	継続(委	児童福祉	里親	他の児相	家 裁	帰宅	2014	計	継続(委
		託)保護	施設入所	委 託	等に移送	送 致	畑 七	その他	ĦT.	託) 保護
養	保護所	7	3	0	0	0	51	38	92	6
護	委 託	40	72	20	36	0	176	135	439	26
哎	計	47	75	20	36	0	227	173	531	32
障	保護所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
害	委 託	0	0	0	0	0	1	1	2	0
	計	0	0	0	0	0	1	1	2	0
非	保護所	1	1	0	0	1	7	8	17	0
行	委 託	1	4	3	9	0	14	11	41	4
11	計	2	5	3	9	1	21	19	58	4
育	保護所	5	4	0	7	0	30	39	80	4
成	委 託	3	8	1	4	0	22	12	47	5
///	計	8	12	1	11	0	52	51	127	9
そ	保護所	1	1	0	3	0	8	6	18	0
0)	委 託	0	1	0	0	0	1	5	7	0
他	計	1	2	0	3	0	9	11	25	0
	保護所	14	9	0	10	1	96	91	207	10
計	委 託	44	85	24	49	0	214	164	536	35
	計	58	94	24	59	1	310	255	743	45

5 児童福祉施設の在籍人員の状況

児童養護施設、児童心理治療施設の年度末在籍人員は、近年、概ね減少傾向で推移しています。



[児童福祉法第37条、41条、43条の2、44条]

	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場
乳児院	合は幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相
	談その他の援助を行う。
	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理
児童養護施設	由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環
光里 養	境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対す
	る相談その他の自立のための援助を行う。
	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適
旧辛之理沙皮埃到	応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会
児童心理治療施設	生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あ
	わせて退所した者について相談その他の援助を行う。
	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理
旧本点去士松长凯	由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、
児童自立支援施設	個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所
	した者について相談その他の援助を行う。

◇入所・退所の状況 (R6年度中)

区 分	施設数	定員	入所 (年度中)	退所 (年度中)	在籍人員(年度末)
乳児院	1	30	14	15	17
児童養護施設	10	435	70	85	300
児童心理治療施設	1	50	7	8	17
児童自立支援施設	1	30	5	7	3
計	13	545	96	115	337

6 里親委託等の状況

里親やファミリーホーム (※) は、虐待や親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを里親家庭等で一定期間養育する制度です。

※ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)

経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に子どもを迎え入れて養育を行う第2種社会福祉事業

(1) 里親委託率の推移

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホームの措置児童数に占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合をいいます。令和6年度は前年度に比べ0.9ポイントの増加となりました。

年度	里親委託児	FH 委託児	乳 児 院	児童養護施	合計⑤	里親委託率
平度	1	2	入所児 ③	設 入所児④	(<u>1</u>)~4)	(1+2)/5
R 2	81	29	19	318	447	24.6%
R 3	72	29	19	331	451	22.4%
R 4	65	23	20	322	430	20.5%
R 5	79	26	18	315	438	24.0%
R 6	73	32	17	300	422	24.9%

[※]いずれも措置停止中の児童を除いた人数(各年度とも年度末現在)

(2) 里親・ファミリホームに委託されている児童の状況

(単位:人)

	新規又	は措置	変更に、	より			;	措置	を解除	汉は	変更る	された	児童数				
	委託さ	れた児童	童数					解	除					変	更		委 託
区分	設から受託を	家庭から受託	その他	計	なくなり帰宅が	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	設に入所施	他の里親に委託	その他	計	児童数 (年度末 現在)
里親	5	5	10	20	10	1	0	0	0	0	2	13	7	2	3	12	73
FH	7	4	2	13	3	0	1	0	0	0	1	5	1	0	1	2	32

◇年度末に委託されている児童の男女比及び年齢構成

(単位:人)

区分	0	歳	1~	6 歳	7~1	2歳	13~	15 歳	16 歳	以上	i	+
凸分	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
里親	0	2	13	5	8	12	6	8	10	9	37	36
FH	0	0	1	0	9	2	4	5	6	5	20	12

◇年度末に委託されている児童の児童相談所別数

(単位:人)

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
里親	24	18	12	10	7	2	73
FH	4	6	7	5	6	4	32

(3) 里親登録数

制度の普及啓発等により、里親登録の促進に努めており、登録・認定里親数は年々増加しています。

◇推移 (単位:世帯)

年度	区八	里親数		耳)	[掲]	
十 及	区分	(※)	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
R 2	登録・認定里親	201	174	25	10	89
κ∠	児童委託里親	59	45	5	10	2
R 3	登録・認定里親	225	194	24	8	112
КЭ	児童委託里親	53	37	5	8	3
R 4	登録・認定里親	230	197	22	9	115
N 4	児童委託里親	47	39	4	7	0
R 5	登録・認定里親	232	199	24	9	119
K O	児童委託里親	58	50	5	6	0
R 6	登録・認定里親	244	207	25	9	124
IV O	児童委託里親	56	47	4	8	2

[※] 複数の里親に登録・認定されている場合、また、複数の里親として児童が委託されている場合も「1」として計上しているので、再掲欄の合計数とは一致しない。

◇登録・認定状況

(単位:世帯)

ΕΛ	育	前年度末(R	5年3月末)			年度末(Re	3年3月末)	
区分	養育	養子縁組	親族	=	養育	養子縁組	親族	≓ +
中央	52	2	3	57	54	4	3	61
岩国	37	6	1	44	42	8	3	53
周南	37	2	3	42	35	4	2	41
宇部	32	5	1	38	32	6	0	38
下関	31	7	0	38	32	4	0	36
萩	10	2	1	13	12	2	1	15
計	199	24	9	232	207	28	9	244

[※]養子縁組里親には養育里親との重複世帯は含まれていない。

7 その他

(1) 児童巡回相談

住民の誰もが気軽に相談できるよう、巡回相談を実施しています。

	実施		障害相談	(件数)			育成相談	(件数)		
区分		言語発達	知的	発達	J. ∌I.	性格	育児・	, 本 YF	.1. ⇒1.	計
回数	障害等	障害	障害	小計	行動等	しつけ	適性	小計		
岩国	2	0	2	0	2	0	0	0	0	2
萩	8	5	0	0	5	5	0	0	5	10
計	10	5	2	0	7	5	0	0	5	12

(2) 精神発達精密健康診査

市町の1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達の点で精密健康診査が必要と判断されると児童相談所に依頼があり、相談、判定を行うことになります。

ア 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施状況

		相談種類別(件数)											
巨八	実施	養護相談		障害権	泪談	談育成相談							
区分	回数	その他	言語発達 障害等	知的 障害	発達 障害	小計	性格行 動等	育児・ しつけ	小計	盐			
中央	20	1	23	0	1	25	6	1	7	32			
岩国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
周南	6	0	5	1	0	6	1	0	1	7			
宇部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
下関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
萩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	26	1	28	1	1	31	7	1	8	39			

イ 3歳児精神発達精密健康診査実施状況

		相談種類別 (件数)										
巨八	区分 実施 回数	養護相談 育成村										
区分		7 0 114	言語発達	知的	発達	.1 =1.	性格行	育児・	小計	計		
		その他	障害等	障害	障害	小計 障害	動等	しつけ				
中央	21	1	13	2	0	16	34	1	35	51		
岩国	6	0	0	0	0	0	6	0	6	6		
周南	11	0	3	6	0	9	10	5	15	24		
宇部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
下関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
萩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	38	1	16	8	0	25	50	6	56	81		

(3) 児童社会適応支援事業

◇子育てに悩む親支援事業

子どもの育てにくさや不登校、非行などに悩む親等のため、問題解決への道筋を見出すための事業を実施してきましたが、近年では市町や児童家庭支援センターなど地域の子育て支援機関による活動や法務少年支援センターの取組等があり、児相事業の件数は減少しています。

区分	中央	岩国	周南	周南 宇部		萩	計	
実施回数	1	0	0	0	0	0	1	
延参加者数	1	0	0	0	0	0	1	

(4) すこやかホーム事業

児童養護施設に入所している子どものうち、盆・正月時期又は週末に家庭に帰省することのできない子どもの養育を一般家庭及び里親に委託し、その子どもに家庭生活を体験する機会を提供しています。

ロ 八	夏	期	冬	期	週	末	合計		
区分	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	
中央	5	4	6	5	7	7	18	16	
岩国	0	0	1	1	12	12	13	13	
周南	1	1	4	4	9	6	14	11	
宇部	2	2	4	4	6	6	12	12	
下関	0	0	4	3	12	9	16	12	
萩	4	3	4	3	4	3	12	9	
計	12	10	23	20	50	43	85	73	

知的障害者更生相談所の部

1 知的障害者更生相談所の概要

(1) 設置目的

知的障害者福祉法第 12 条で都道府県に設置が義務づけられている知的障害者の福祉に関し、専門的な立場から助言、相談及び指導を行う相談機関です。

(2) 業務の概要

ア 相談・指導

知的障害者に関する問題について、家族その他からの相談に応じるとともに、必要な指導や助言を行っています。

イ 判定・指導

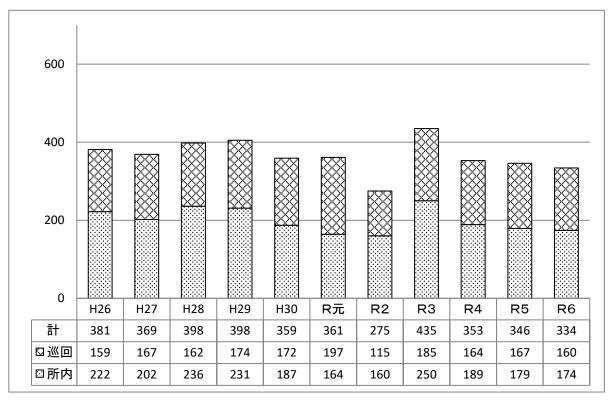
18歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定を行うとともに、必要な助言や指導、また、療育手帳に係る障害程度の判定などを行っています。

2 相談受付状況

(1) 相談受付件数の推移

相談の中で最も多い療育手帳の判定について、令和2年度から3年度にかけて、新型コロナ対策の影響により増減がありましたが、令和4年度以降は概ねコロナ前の状況に戻っています。

(単位:件)



(2) 内容別相談受付の状況

令和6年度の相談取扱実人員は、所内相談174人、巡回相談160人の計334人となっています。

相談内容については、療育手帳相談が 327 件(77.3%)と最も多く、次に生活相談が 59 件(13.9%)と続いています。

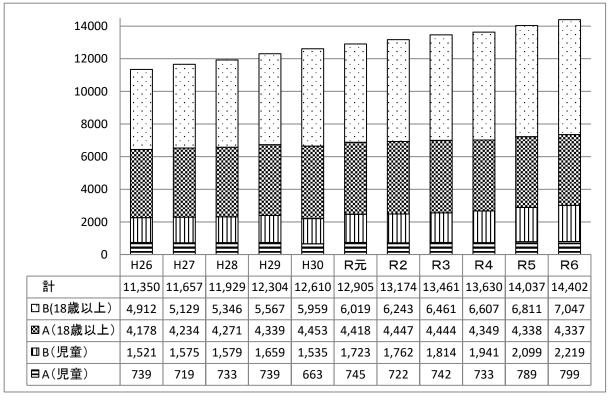
判定内容については、心理学的判定を 287 件、次いで医学的判定を 246 件、書類審査 (その他の判定) を 40 件実施しています。

(単位:人)

区	実	取				相	談(内 容	?				判	定内	容	
	施	扱	施	職	職	医	生	教	療	そ	計	医	心	職	そ	計
分	回	実	設	親	業	療	活	育	育	の		学	理	能	の	
	数	人		委		保			手	他		的	学	的	他	
		員		託		健			帳			判	的	判	の	
												定	判	定	判	
													定		定	
所内	17	174	0	0	10	1	29	0	168	0	208	111	131	0	37	279
巡回	24	160	0	0	16	10	30	0	159	0	215	135	156	0	3	294
計	41	334	0	0	26	11	59	0	327	0	423	246	287	0	40	573

(3) 療育手帳所持者数の推移

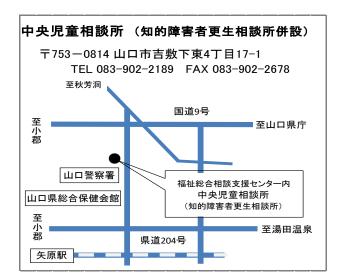
療育手帳所持者数は年々増加傾向で推移しており、令和6年度は前年度に比べ365件(2.6%)の増加となっています。なお、知的障害者更生相談所分の療育手帳の交付件数(321件)のうち、新規交付分は96件です。

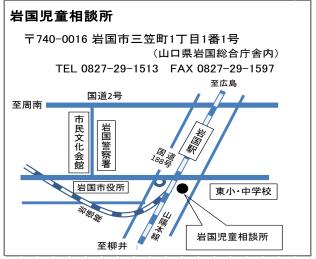


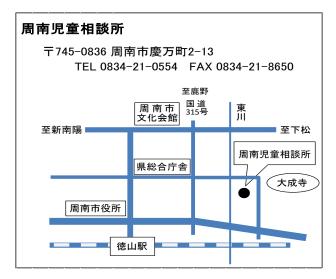
(注) 各年度とも年度末現在

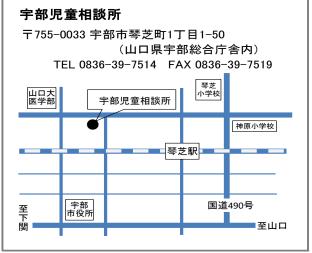
資 料

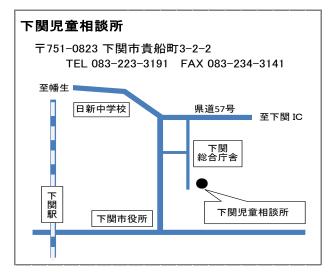
◆児童相談所所在地

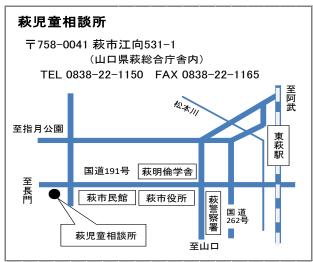












◆市町の行政窓口一覧

市町名	課 名	電話番号
下関市	こども家庭支援課	083-231-1432
宇部市	こども支援課	0836-31-1732
山口市	子育て保健課	083-934-2960
萩市	子育て支援課	0838-25-3536
防府市	こども相談支援課	0835-25-2414
下松市	こども家庭課	0833-45-1873
岩国市	こども家庭課	0827-29-5076
光市	こども家庭課	0833-74-5910
長門市	子育て支援課	0837-23-1156
柳井市	こどもサポート課	0820-23-1294
美祢市	子育て支援課	0837-52-5228
周南市	あんしん子育て推進課	0834-22-8550
山陽小野田市	子育て支援課	0836-82-1175
周防大島町	福祉課	0820-77-5505
和木町	保健福祉課	0827-52-7290
上関町	保健福祉課	0820-62-0184
田布施町	町民福祉課	0820-52-5810
平生町	町民福祉課	0820-56-7113
阿武町	健康福祉課	08388-2-3115

◆児童福祉施設一覧

施 設 名	郵便番号	所 在 地	連絡先
○ 乳児院・児童養護施設			
乳児院なかべ学院	751-0847	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8701
児童養護施設なかべ学院	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目6-17	083-266-1934
下関大平学園	751-0828	下関市幡生町1丁目1-22	083-222-6801
吉敷愛児園	753-0815	山口市維新公園6丁目2-31	083-922-2509
清光園	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-3122
山口育児院	753-0082	山口市水の上町5-27	083-922-1027
防府海北園	747-0064	防府市大字高井686	0835-22-2044
俵山湯の家	759-4211	長門市俵山4827-1	0837-29-0831
共楽養育園	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0017
小野田陽光園	756-0817	山陽小野田市大字小野田6111-28	0836-83-4595
ライクホーム はるか	740-0011	岩国市立石町3丁目6-25	0827-28-6085
〇 児童自立支援施設			
山口県立育成学校	753-0231	山口市大内氷上7丁目5-1	083-927-0304
○ 児童心理治療施設			
山口県みほり学園	753-0214	山口市大内御堀5丁目2番8号	083-922-8605
〇 福祉型障害児入所施設			
このみ園	759-0213	宇部市黒石北5丁目3番56号	0836-41-8145
はなのうら	747-0833	防府市大字浜方205-1	0835-22-3280
〇 医療型障害児入所施設			
国立病院機構山口宇部医療センター	755-0241	宇部市東岐波685	0836-58-2300
国立病院機構柳井医療センター	742-1352	柳井市伊保庄95	0820-27-0211
鼓ケ浦こばと園	745-0801	周南市久米752番地4	0834-29-1430
○ 児童家庭支援センター			
なかべこども家庭支援センター「紙風船」	751-8701	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8721
こども家庭支援センター「清光」	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-1188
こども家庭支援センターあおぞら	753-0815	山口市維新公園6丁目2-31	083-976-5025
子ども家庭支援センター「海北」	747-0064	防府市大字高井686	0835-26-1152
こども家庭支援センター「ぽけっと」	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0605
はるかこどもの相談センター	740-0011	岩国市立石町3丁目6-25	0827-28-5516
○ 里親支援センター			
里親養育サポートセンターれりーふ	747-0064	防府市大字高井686	0835-28-8776